

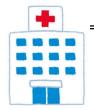
# かばくん通信

佐藤小児科 院内報 No.156 2019年4月1日発行



宮崎市清水3丁目1-10 電話 22-4705 予約専用 22-6601

URL http://ysatohpd.com/



## 健康保険を使って医療機関を受診される時は...

保険証を使って診療を希望する際は、自分が加入している健康保険証を病院に掲示することで 保険診療が受けられます。健康保険証は資格喪失日以降は無効となり、使用できません。 この場合健康保険証は事業主に返却のうえ、医療機関にその旨をお申し出ください。

### 健康保険証が変わったら



退職後翌日 から…

健康保険は 資格喪失となります 資格喪失後は

保険証・乳幼児受給者証は

使えません。

(全額自己負担になります。)

被扶養者に該当 しなくなった場合…



#### すみやかに保険証をご返却ください



資格喪失後に保険証を使って受診等された場合は…

#### 保険証の返却先

- 社保 →お勤めの事業所
- ■国保→市役所の国民健康保険担当窓口
- ●任意継続 →協会健保支部



次のような方も医療機関にお知らせください

- 就職・転勤・異動で勤務先が変わった方
- 保険証の記号・番号が変わった方
- 新保険証を受け取った方

後日保険者が負担した医療費(7割~10割)を受診者の方に

負担していただくことになります

このようなことを避ける為にも、保険証は速やかに返却しましょう。